

滋賀県介護サービス情報の公表制度における調査に関する指針

1 趣旨

この指針は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 115 条の 3 第 3 項の規定により介護サービス事業者（以下「事業者」という。）に対して県が実施する調査について、介護保険法施行規則（平成 11 年厚生労働省令第 36 号。以下「規則」という。）第 140 条の 4 7 の 2 の規定に基づき必要な事項を定める。

2 調査の対象等

法第 115 条の 3 第 3 項で規定する知事が必要と認めるときは、次のとおりとする。

- (1) 事業者自ら調査を希望する場合
- (2) 報告内容に虚偽が疑われる場合
- (3) その他調査が必要と認められる場合

3 調査の実施方法

- (1) 調査の対象項目は、規則別表第 1 および第 2 に掲げる項目のうち、県が必要と認める項目とする。
- (2) 調査は、調査員が対象の事業所に訪問して行うことを基本とする。
- (3) 書面の提出等により、訪問調査に代えることが可能である場合は、書面調査等を実施する。

附則

この指針は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。